

いじめ防止基本方針概要版

真岡市立大内西小学校

1 基本的な考え方といじめの定義

(1) 基本的な考え方

いじめは人として絶対に許されない重大な人権侵害であり、また「どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識を、児童、教職員、保護者、地域が共有し、いじめをなくすための取組を共通実践していく必要がある。そのためには、学校が中核となり、様々な働きかけを行っていかなければならない。そこに教育機関としての学校の役割があると考え。子どもたちが「いじめ」問題に正対し、自分以外の人を大切に思う心を育て、悲しんでいる人に共感し、支援の手をさしのべることのできる人づくりを通して、いじめ根絶を図っていききたい。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」である。

2 いじめのない学校づくりに向けて

(1) いじめの未然防止に向けて

- ① 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導の充実」に取り組む。
- ② 児童一人一人に対して、豊かな心を育むことを通して「いじめを許さない心」や「いじめをおこさない力」を育成し、日常の様々なトラブルを自ら解決できるよう計画的に指導する。
- ③ 自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ④ インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
- ⑤ 社会の中に、新しく生まれてくるいじめの原因(感染症罹患者への誹謗中傷など)についてもいち早く対処し、いじめ発生防止に努める。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ① いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われることを、教職員一人一人が強く認識する。
- ② 児童の声に耳を傾け、行動を注視し、些細な変化を見逃さないようにする。

- ③ いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的な対応を図る。
- ④ 日頃から児童との信頼関係を深め、いじめを相談しやすい体制を整える。
- ⑤ 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- ⑥ 児童、保護者、地域からのいじめの相談窓口を明確（教頭、教育相談係）にする。

（3）いじめの早期解決に向けて

- ① いじめられている児童を徹底的に守り通す。
- ② いじめられている児童や保護者の立場に立った対応をする。
- ③ いじめがあることを認識した場合には、その行為を止めさせたことで解決したと判断せず、組織的・継続的に対応を図る。
- ④ いじめる児童については、行為の善悪を理解させるとともにきちんと反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織として指導する。
- ⑤ 保護者に対して、学校組織としての説明責任を果たし、学校と保護者が協力していじめの解決に向けた取組を行う。
- ⑥ いじめを見ていた児童には、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育てる。
- ⑦ 解決した後も、いじめた児童、いじめられた児童の双方を組織的・継続的に指導・支援し、良好な人間関係の構築に努める。

3 重大事態への対応

- いじめ防止対策推進法第28条により当該事案が重大事態と判断され時は、以下のとおり対応する。

- （1）市教育委員会に報告するとともに、事案を鑑み必要に応じて直ちに真岡警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- （2）いじめの対処については、市及び県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策委員会が中心となり、学校組織をあげて行う。
- （3）事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- （4）いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。
- （5）当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- （6）児童支援委員会（いじめ防止対策委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

